

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(総務文教分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
1	新		防災気象情報システム導入事業	24,694	2	1	14	16 ~ 17	総務課	1 ~ 4
2	新	②	キャリア教育推進事業	660	10	3	2	28 ~ 29	学校教育課	5 ~ 8
3	新	②	スマイルサイエンス事業	500	10	1	3	26 ~ 29	学校教育課	9 ~ 10
4	新		ふるさと文化遺産登録・活用事業	99	10	5	1	28 ~ 29	社会教育課	11 ~ 14
5	新		電子図書館システム導入事業	11,550	10	5	3	28 ~ 29	中央・厚狭図書館	15 ~ 18
6	新		期日前投票所増設事業(赤崎公民館)	1,847	2	4	3 4 6	20 ~ 21	選挙管理委員会事務局	19 ~ 24

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
7	新	②	公立保育所 ICT化推進事業	11,492	3	2	4	22 ~ 23	子育て支援課	25 ~ 28
8	新		小野田児童クラブ室整備事業	11,105	3	2	6	22 ~ 23	子育て支援課	29 ~ 32
9	新		手話通訳者設置事業	296	3	1	2	22 ~ 23	障害福祉課	33 ~ 36
10	新		証明書等自動交付事業	8,993	2	3	1	18 ~ 19	市民課	37 ~ 40
11	新		申請書作成支援事業	3,592	2	3	1	18 ~ 19	市民課	41 ~ 44
12	継		空家等の適正管理の補助事業	1,500	2	1	13	16 ~ 17	生活安全課	45 ~ 50
13	新		防犯カメラ設置補助事業	2,000	2	1	20	16 ~ 17	生活安全課	51 ~ 54
14	新		地域づくり推進事業	986	2	1	16	16 ~ 17	市民活動推進課	55 ~ 58

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(産業建設分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
15	新		地図情報システム構築事業	41,000	8	5	1	26 ~ 27	都市計画課	59 ~ 62
16	継		スマイルエイジングパーク事業	16,800	8	5	2	26 ~ 27	都市計画課	63 ~ 66
17	新		公的賃貸住宅用地取得事業	49,529	8	5	1	26 ~ 27	都市計画課	67 ~ 70
18	継		駅舎バリアフリー化整備事業	21,128	7	1	1	24 ~ 25	商工労働課	71 ~ 74
19	新		6次産業化・農商工連携応援事業	3,500	6	1	3	24 ~ 25	農林水産課	75 ~ 78

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(新型コロナウイルス感染症対策分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
20	新		感染対策事業	4,290	2	1	31	18 ~ 19	総務課	79 ~ 82
21	新		WEB環境整備事業(文化会館)	1,611	2	1	31	18 ~ 19	文化スポーツ推進課	83 ~ 84
22	新		WEB環境整備事業(市民館)	1,645	2	1	31	18 ~ 19	文化スポーツ推進課	85 ~ 86
23	新		WEB会議環境整備事業(市役所)	2,004	2	1	31	18 ~ 19	情報管理課	87 ~ 90
24	継	①	商品券(スマイルチケット)発行事業	373,453	7	1	6	24 ~ 27	商工労働課	91 ~ 94
25	継		新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業	1,410	7	1	6	24 ~ 27	商工労働課	95 ~ 97

No	1	-	16	実施計画番号	1010101	事務事業番号	101010116	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課		別府	事務事業調査書
----	---	---	----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--	----	---------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策
	保育所等運営支援事業		公立保育所ICT化推進事業		新	2-(1)	

事業概要	保育所における業務のICT化を推進するため、「保育業務支援システム」を導入する。 これにより、保育士の事務負担軽減を図り、保育士が保育業務に専念できる環境を整備し、併せて保育所利用者の利便性向上を実現する。	対象	保育所を利用する児童及びその保護者、保育士
		手段	ICT技術を活用した保育業務支援システムを導入する
		意図	保育士の業務改善、保護者の利便性向上、保育環境の改善

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	保育業務支援システム導入施設数	活動				3	3
2							
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	保育士の負担軽減と保護者の利便性向上が見込め、結果的に保育環境の改善につながる	5	37
	自治体関与の妥当性	公立保育所の環境改善のため必要性の高いシステムの導入であり自治体関与が妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	保育士、保護者、保育園児のすべてが受益者となる	5	
有効性	事業の優先度	ICT技術の活用による保育環境改善につながる事業であり、現在取り組むべき事業である	5	
	類似事業の存在	類似事業は行っていない	5	
	個別計画・政策との整合性	デジタル技術の活用による業務改善につながる事業であり、国、県、市の政策に合致する	5	
効率性	実施主体の適正化	公立保育所の運営であり市が実施主体となるべき事業である	3	
	受益者負担の適正化	所得に応じた保育料を徴収している	3	
	コスト効率	入札等により経費節減に努める	3	

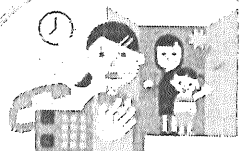
事業期間	R3		年度	～	R8以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無		
予算費目	款	3	民生費			項	2	児童福祉費		目	4	保育所費		事業区分	政策的
	細目	1,5,6	日の出保育園運営費、厚陽保育園運営費、公立保育所整備事業				細々目	1	日の出保育園運営費、厚陽保育園運営費、山陽地区保育所整備事業						

(単位:千円)

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							山陽地区保育所 日の出保育園 厚陽保育園 に保育業務支援システムを 導入する		システム使用料(債務負担)		システム使用料(債務負担)			
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						工事委託料(イントラ)	4,848千円						
							機械器具費	6,644千円						
							システム使用料	債務負担						
	合計							11,492千円						
財源内訳／割合	国庫支出金						1/2	1,500千円						
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							9,992千円						
	合計							11,492千円						

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
保育対策総合支援事業費補助金(令和2年度第3次補正) 保育所等におけるICT化推進等事業	【補助基準額】 業務のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり1,000千円に対して国1/2の補助 令和3年度当初予算では、山陽地区保育所に導入するための予算のみ計上したが、令和3年1月に国の補助が示されたため、これを活用して日の出保育園及び厚陽保育園にも同システムを導入する。 債務負担行為 当初設定額:6,696千円 補正後額:16,438千円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

現在抱えている課題



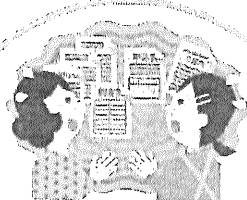
登園時間等の 保護者からの電話連絡

連絡しがちな登園時間にかかってくる遅刻・欠席の電話連絡に処処できない。



園児情報を 園内で共有したい

来園士や養育師にも園児の日々の健康状態を事前に共有したい。



保護者へ送る 書類の山…

手動ひまかけて印刷して配っても、紛失されたり、確認されなかったり

システムでできること

保護者からの連絡をスムーズに

欠席・遅刻連絡

保護者は電話する事なく、保護者アプリから欠席や遅刻の連絡を入れます。園側でも朝の忙しい時間帯の受付業務がなくなるため、保育士の負担が軽減します。



Support 01

指導案作成

全体的な計画・年間指導計画・月案・週案・日案といった各種指導計画の作成を行うことができます。過去の計画内容を確認したり、計画内で使用する項目については一括で管理できるなど、入力の手間を最小限に抑えることができます。

Support 04

シフト管理

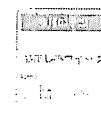
園児数に基づいた保育士の配置人数を自動計算し、法令を遵守しながら最適なシフトを1分単位で正確に組むことができます。「園児情報」と「保育者情報」を入力すると自動的に、人員配置を計算して、シフトを作成します。



行事・イベントの管理

行事予定表

年間の行事予定を月次やクラスごとに配信することができます。



災害時の確実な伝達手段

緊急連絡

不審者情報や災害情報など、保護者への緊急連絡を即時に配信できます。連絡は保護者のメールアドレスはもちろん、スマートフォンの「通知機能」を使って確実に配信することができます。保護者の確認遅れを最小限にできます。



大量の配布物をバーハス化

お便り配信

クラス毎や保護者一人ひとりに対し簡単に「お便り」を送信することができます。



各種調査やイベント出席率など

アンケート

保護者への満足度調査や親子満足などの行事について、保護者に対してアンケートを実施することができます。満足度向上に繋がります。



システム導入によって…



業務効率化によって残業が減り、保育業務の時間を確保できます。

月案週案や日案、連絡帳などを作成する時間が大幅に短縮されることで、保育士のES(従業員満足度)改善に繋がります。また、よりこどもと向き合う時間が確保でき、保育の品質向上に繋がります。



業務ミスが減ると同時に、労働環境の改善で離職率低下が期待できます。

保育士の長期就労化によって、採用/研修コストの削減や離職率低下に繋がります。また、監査や請求業務を始めとした事務業務を自動化・省力化することにより、人間的なミスが減り、これまで時間を取られていた確認の手間やコストが大幅に削減されます。



保護者アプリで、保育園の利用がもっと便利になります。

保護者アプリを使うことで、保護者は欠席や遅刻の連絡をワンタッチ申請できたり、園からの連絡帳やプリントを一括確認できるなど、日々の園利用における利便性が高まります。また、我が子の成長の軌跡をいつでも手軽に見ることができ、園への安心感・満足度の向上に繋がります。

No	4	-	4	実施計画番号	1010104	事務事業番号	101010404	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	保育係	野村	事務事業調査
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	-----	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策
	児童クラブ運営事業		小野田児童クラブ室整備事業				

事業概要	現在小野田児童クラブは、小野田児童館内で低学年までの受け入れで事業を実施しているが、小野田児童館は施設の老朽化が著しいため、小野田小学校内に2単位児童クラブを整備し、保育環境を整えるとともに高学年までの受け入れを行う。		対象	児童クラブ室
			手段	拡充整備
			意図	児童の健全育成と保護者の就労支援、待機児童の解消

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	小野田児童クラブの全学年の受け入れ	成果				達成
2						
3						

R3年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	児童クラブの受け入れ態勢を整えることで、働く子育て家庭の支援を行うものであり妥当	5	37
	自治体関与の妥当性	児童福祉法34条の8に改正により市町村の関与が規定されている	3	
	対象(受益者)の妥当性	就労家庭の子育て支援であり妥当	5	
有効性	事業の優先度	待機児童の解消は優先して取り組む必要がある	5	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	第二次総合計画重点プロジェクト、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P56)掲載事業	5	
効率性	実施主体の適正化	社会福祉法人に委託	3	
	受益者負担の適正化	保育料の負担がある	3	
	コスト効率	国2/3・県1/6補助あり	3	

事業期間	R3 年度		～	R4 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無			
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	6	児童クラブ費		事業区分	政策的
	細目	1	児童クラブ運営費				細々目	1	児童クラブ運営費					

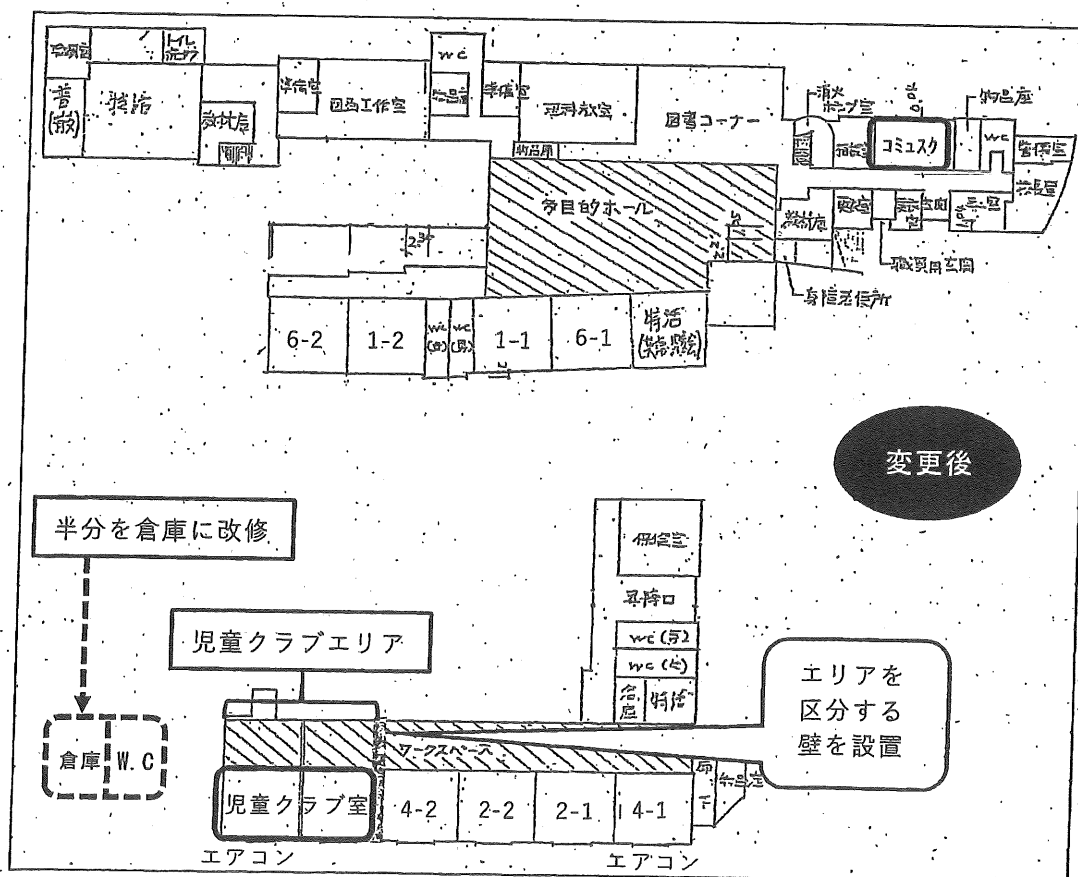
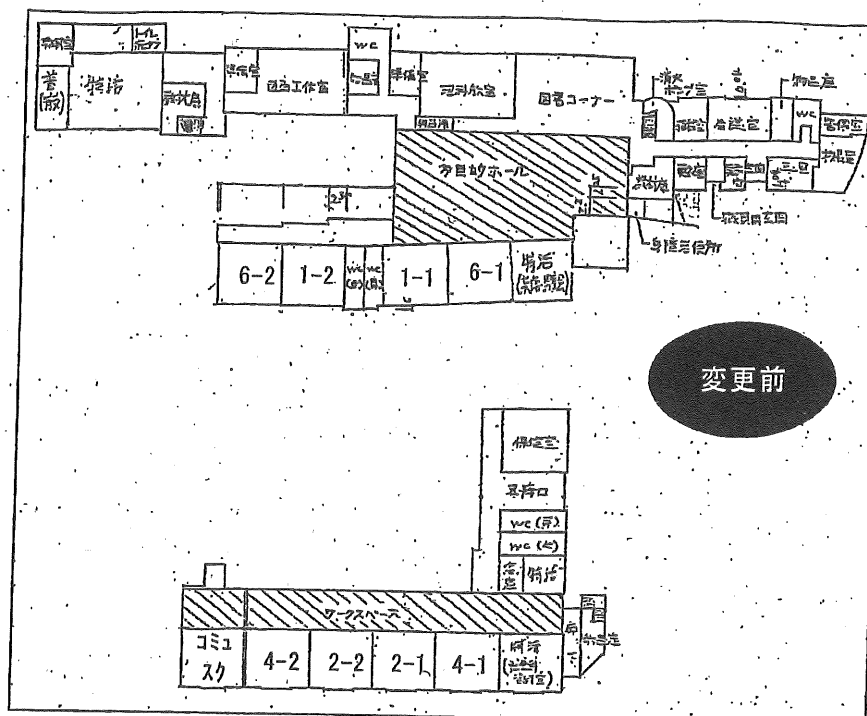
		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							実施設計		改修工事					
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						実施設計業務委 託料	11,105千円	未定					
合計								11,105千円						
財源内訳／ 割合	国庫支出金								2/3					
	県支出金								1/6					
	地方債						80%	8,800千円	80%					
	その他													
	一般財源							2,305千円						
	合計							11,105千円						

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署		特記事項
子ども・子育て支援整備交付金(内閣府子ども・子育て本部) 放課後児童クラブ整備費補助金(山口県健康福祉部こども・子育て応援局) 社会福祉施設整備事業債(充当率80%)		
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称		

小野田児童クラブ改修スケジュール（案）

	令和3年度												令和4年度												令和5年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
調査・設計				入札		調査・設計業務																															
工事管理業務													入札	工事管理業務																							
工事													入札	校舎改修工事																							
教室移動																																					
児童クラブ開始																										R5. 4～児童クラブ運用開始											

【教室等の配置】



No	3	-	5	実施計画番号	1030203	事務事業番号	103020305	課(局・室・所)・係・担当者	障害福祉課		松本	事務事業調書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	--	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	2	障がい者が安心して暮らせる地域づくり	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策
	障がい者の地域生活支援事業(地域づくり)		手話通訳者設置事業				

事業概要	手話言語条例に規定する施策を推進するための方針より、ろう者(聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者)が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備する。	対象	ろう者(聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者)
		手段	窓口等の対応を契約した手話通訳者とタブレット端末等を介して相互通訳してもらう。
		意図	コミュニケーション手段として手話を利用できる環境の整備

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。						R3年度に向けた評価				
活動指標又は成果指標		R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5		成果	コスト	
1	遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制	活動			整備			前年評価(A)		
2	遠隔手話利用回数	成果			随時	随時	随時	事中評価(B)		
3								(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援することを目的としているため妥当である	3	33
	自治体関与の妥当性	「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」に基づき実施している	3	
	対象(受益者)の妥当性	「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」に基づき実施している	5	
有効性	事業の優先度	「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」に基づき実施している	3	
	類似事業の存在	類似事業なし	5	
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市障がい者計画、山陽小野田市障がい福祉計画	5	
効率性	実施主体の適正化	「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」に基づき市が実施すべきである	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担はない	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業	3	

事業期間	R3		年度	～	R8以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無		
予算費目	款	3	民生費			項	1	社会福祉費		目	2	障害者福祉費		事業区分	政策的
	細目	1	障害者福祉費				細々目	4	地域生活支援事業費						

(単位:千円)

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							遠隔手話サービス体制導入 手話通訳者設置事業委託料		手話通訳者設置事業委託料		同左			
							手話通訳者設置 事業委託料	170千円	手話通訳者設置 事業委託料	146千円	手話通訳者設置 事業委託料	146千円		
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						通信運搬費	27千円	通信運搬費	26千円	通信運搬費	26千円		
							備品購入費※	99千円						
	合計							296千円		172千円		172千円	172千円	172千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金						50%	97千円	50%	86千円	50%	86千円	86千円	86千円
	県支出金						25%	48千円	25%	43千円	25%	43千円	43千円	43千円
	地方債													
	その他													
	一般財源						25%	151千円	25%	43千円	25%	43千円	43千円	43千円
	合計							296千円		172千円		172千円	172千円	172千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
地域生活支援事業補助金、市町地域生活支援事業補助金 山口県障害者支援課	※令和3年度の「備品購入費」は地域生活支援事業補助金(国1/2、県1/4)の補助対象外
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
障害者総合支援法、障害者差別解消法、山陽小野田市地域生活支援事業実施要綱、手話言語条例	

遠隔手話通訳サービスの実施体制の整備に要する支出等について

1 支出総額

内容	初年度	次年度以降
(1) 手話通訳者設置事業委託料	169,400	145,200
(2) 備品購入費	98,340	0
(3) 通信運搬費	26,058	25,944
合計	293,798	171,144

2 支出総額内訳

(1) 手話通訳者設置事業委託料

内容	単価	初年度（7月～）		次年度以降	
		数量	金額	数量	金額
初期設定費用（初回のみ）	25,000	1式	25,000		0
運用設計費用（初回のみ）	30,000	1式	30,000		0
月額基本料	5,000	9か月	45,000	12か月	60,000
通訳料金（※1回：15分）	3,000	18回	54,000	24回	72,000

※ひと月に30分以内の通訳を想定。

小計（税抜）	154,000	小計（税抜）	132,000
消費税	15,400	消費税	13,200
合計	169,400	合計	145,200

(2) 備品購入費

内容	単価	初年度		次年度以降	
		数量	金額	数量	金額
androidタブレット（32GB）	32,800	2式	65,600		0
モバイルルーター	11,900	2式	23,800		0

小計（税抜）	89,400	小計（税抜）	0
消費税	8,940	消費税	0
合計	98,340	合計	0

(3) 通信運搬費

内容	単価	初年度		次年度以降	
		数量	金額	数量	金額
SIMパッケージ代	3,300	2式	6,600		0
データ通信料（3GB：UQモバイル）2台分	1,081	18か月	19,458	24か月	25,944

合計	26,058	合計	25,944
----	--------	----	--------

No	5	-	3	実施計画番号	1380405	事務事業番号	138040503	課(局・室・所)・係・担当者	市民課	住民係長	佐藤	事務事業調書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)					
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	38	効率的で効果的な行政運営	4	行政サービスの向上				
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策
	コンビニ交付事業		証明書等自動交付事業							

事業概要	市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。 窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進が考えられる。 対面による手続きの低減・コンビニ交付の利用促進を目的として、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備する。						対象	マイナンバーカード保有者			
							手段	キオスク端末の設置			
							意図	証明書交付事務の効率化とコンビニ交付の利用促進			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5	R3年度に向けた評価			
					実施			前年評価(A)	成果	コスト	
1	キオスク端末の導入	活動									
2	庁舎内設置キオスク端末での証明書交付枚数	成果			150	900	990				
3											

(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針

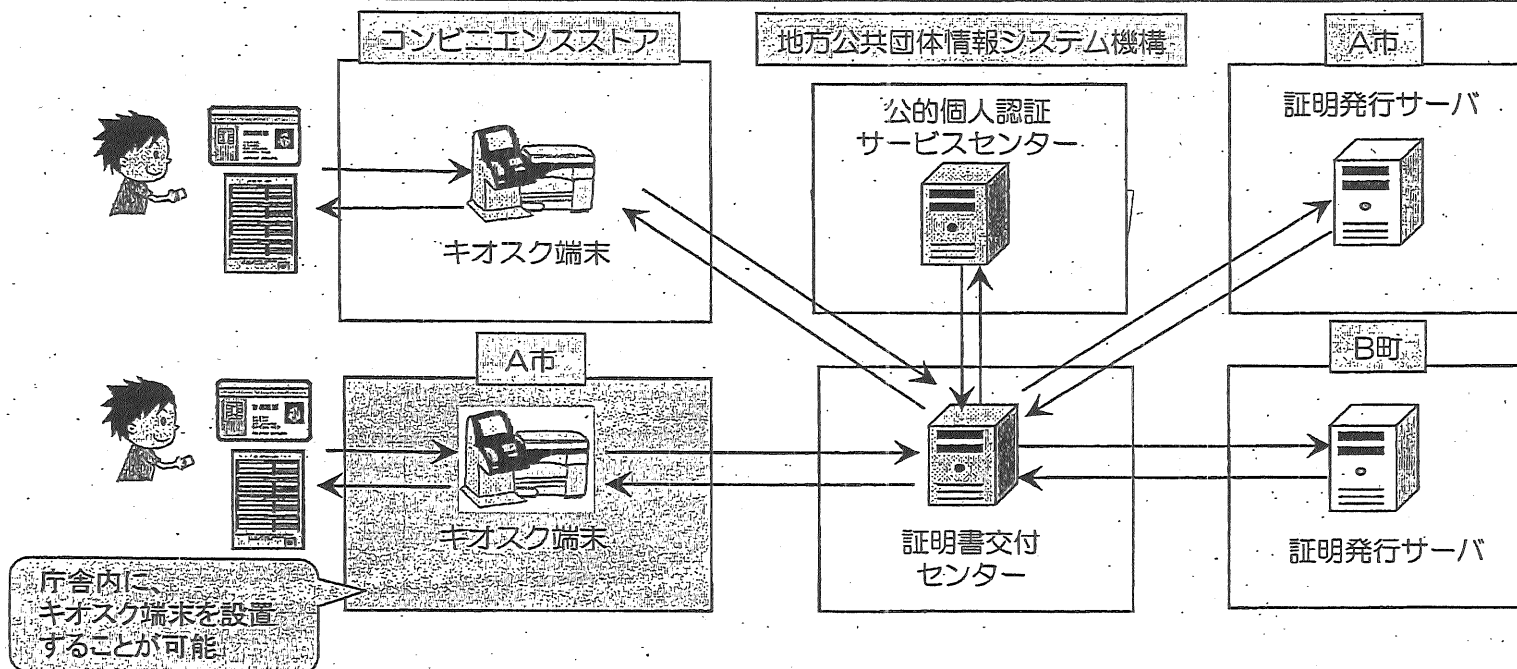
視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	電子署名等に係る地方公共団体機構システムの認証に関する法律に基づく事務である	3	35
	自治体関与の妥当性	住民利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため	3	
	対象(受益者)の妥当性	マイナンバーカード保有者	5	
有効性	事業の優先度	住民利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する事業である	5	
	類似事業の存在	存在しない	5	
	個別計画・政策との整合性	マイナンバーカードの利便性を増進させ、マイナンバーカード保有者増に資する	5	
効率性	実施主体の適正化	市・地方公共団体情報システム機構が主体となり適正である	3	
	受益者負担の適正化	規程のある手数料は徴収するため適正である	3	
	コスト効率	3年間の交付税措置がある	3	

事業期間	R3 年度		～	R8以降 年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	3	戸籍住民基本台帳費		目	1	戸籍住民基本台帳費	事業区分	政策的
	細目	1	戸籍住民基本台帳費				細々目	1	戸籍住民基本台帳費・本庁				

(単位:千円)														
		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							キオスク端末の設置 証明書交付		キオスク端末の運用 証明書交付		同左			
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						機械器具費	8,442千円	システム保守委 託料	312千円	システム保守委 託料	324千円		
							工事委託料	500千円						
							システム保守委 託料	51千円						
	合計							8,993千円		312千円		324千円	324千円	324千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							8,993千円		312千円		324千円	324千円	324千円
	合計							8,993千円		312千円		324千円	324千円	324千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

キオスク端末の店内設置(市町村がコンビニ事業者等となるケース)



導入のメリット

- ・自動交付機と同様に証明書の交付が可能。(自団体のみ(A市のみ)の証明書交付も可能)
- ・住民に対して、その場でコンビニ交付の操作説明をすることが可能。(コンビニ交付の利用促進が期待される)

設置の主な条件(市町村での準備)

- ・コンビニ事業者店舗としての機器設置(キオスク端末及び専用回線の調達、監視カメラの設置)
- ・コンビニ事業者としての契約
- ・コンビニ店員としての運用(つり銭・消耗品補充、障害の一次対応、忘れ物届出、印刷不良の返金、月次清算等)

No	14	-	1	実施計画番号	1380414	事務事業番号	138041401	課(局・室・所)・係・担当者	市民課	住民係長	佐藤	事務事業調書
----	----	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	------	----	--------

施策 体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)					
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	38	効率的で効果的な行政運営	4	行政サービスの向上				
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	スマイルエイジング		コロナ対策	
	窓口サービス向上事業		申請書作成支援事業							

事業概要	窓口での申請は、目的ごとにそれぞれ申請書等を記入しなければならず、窓口混雑の一因となっている。来庁者の負担軽減・滞在時間減少のために、マイナンバーカードや運転免許証に格納されている情報を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムの導入を行う。					対象	マイナンバーカード等の保有者				
						手段	カードに格納されている情報を専用の端末を利用し、複数の申請書に自動入力する				
						意図	市民負担の軽減と庁舎滞在時間の短縮				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	設置台数(新規)	活動			2		
2	申請書支援システムを利用した申請数	成果			2,000件	12,000件	13,200件
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	マイナンバーカードの取得促進と、市の窓口混雑の緩和等の窓口サービスの向上に寄与するため妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	窓口業務の効率化を図ることが期待される事業である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	マイナンバーカードの利便性を増進させ、マイナンバーカード保有者増に資する事業であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民の利便性を向上させるとともに、マイナンバーカード取得促進につながることを期待される事業である。	3	
	類似事業の存在	存在しない	5	
	個別計画・政策との整合性	デジタル行政の推進	5	
効率性	実施主体の適正化	市の窓口における市民滞在時間の短縮、混雑緩和等市、市が市民サービスの一環として実施する事業である。	3	
	受益者負担の適正化	規程のある手数料は徴収するため適正である。	3	
	コスト効率	複数の申請書に申請者情報を一括入力することが可能となるため、市民滞在時間の短縮等につながるため適正である。	3	

事業期間	R3 年度		～	R8以降 年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無
予算費目	款	2	総務費		項	3	戸籍住民基本台帳費		目	1	戸籍住民基本台帳費	事業区分	政策的
	細目	1	戸籍住民基本台帳費				細々目	1	戸籍住民基本台帳費・本庁				

(単位:千円)														
		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							申請書作成支援システムの 導入		申請書作成支援システムの 運用		同左			
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						機械器具費	3,519千円	システム保守委 託料	291千円	システム保守委 託料	291千円		
							システム保守委託 料	73千円						
	合計							3,592千円		291千円		291千円	291千円	291千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						ふるさと支援金	3,592千円						
	一般財源									291千円		291千円	291千円	291千円
	合計							3,592千円		291千円		291千円	291千円	291千円

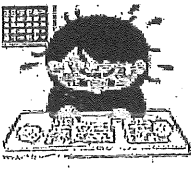
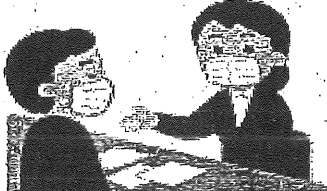
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署										特記事項			
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称													

資料 1

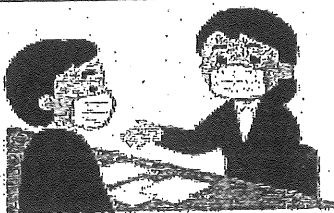
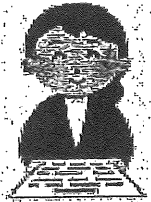
申請書作成支援システムの説明

導入前後の業務フロー

【導入前】

記載台	窓口	
申請書記載	申請書提出、運転免許証・マイナンバーカード提示、本人確認、内容確認	証明書交付
		

【導入後】

窓口	
運転免許証・マイナンバーカード提示、内部情報の読み取り、申請書打ち出し、申請内容確認	証明書交付
	

申請書（手書きの場合）

大字を省略している

→住民による大字の追記作業が発生

申請日が書かれていない

→職員様による日付記入が発生

住民票・印鑑証明等請求書

富士区長 宛

本人確認ができる書類をご提示ください

①請求者（窓口に来られた方）はどなたですか？

申請日 平成 年 月 日

住所	東京都富士区富士一丁目1番1号	電話番号	-
フリガナ	富土 太郎	生年月日	大・昭・平・西暦(外国人) 昭和61年 2月23日
氏名	富土 太郎		

②どんな証明が必要です？

※住所が同じでも、住民票の世帯が違うかたは委任状が必要です。

どなたの証明が必要ですか？	☐ 本人（住所・氏名・生年月日の記入は不要です）		
	住所	☐ 請求者住所と同じ	富士区
	フリガナ	氏名	生年月日
	提出先	☐ 公的機関（役所関係・警察・その他機関） ☐ 勤務先・学校 ☐ その他	
住民票	住民票（世帯全員のもの）200円	通	本籍・筆頭者の記載（要・不要） 世帯主・続柄の記載（要・不要） 住民票コードの記載（要・不要） 個人番号の記載（要・不要）
	住民票（個人のもの）200円	通	
	除住民票（転出・死亡等）200円	通	

生年月日が読みづらい

→職員様による本人確認書類の再確認と

修正作業が発生

申請書（システム出力の場合）

抜け漏れなく

正確な住所で印字

住民票・印鑑証明等請求書

申請日も

抜け漏れなく印字

富士区長 宛

本人確認ができる書類をご提示ください

①請求者（窓口に来られた方）はどなたですか？

申請日 平成 29 年 4 月 5 日

住所	東京都富士区富士一丁目1番1号	電話番号	
フリガナ	富土 太郎	生年月日	昭和61年 2月22日
氏名	富土 太郎		

②どんな証明が必要です？

※住所が同じでも、住民票の世帯が違うかたは委任状が必要です。

どなたの証明が必要ですか？	☐ 本人（住所・氏名・生年月日の記入は不要です）		
	住所	☐ 請求者住所と同じ	富士区
	フリガナ	氏名	生年月日
	提出先	☐ 公的機関（役所関係・警察・その他機関） ☐ 勤務先・学校 ☐ その他	
住民票	住民票（世帯全員のもの）200円	通	本籍・筆頭者の記載（要・不要） 世帯主・続柄の記載（要・不要） 住民票コードの記載（要・不要） 個人番号の記載（要・不要）
	住民票（個人のもの）200円	通	
	除住民票（転出・死亡等）200円	通	

生年月日も読みやすい

印刷後、未記入箇所を補記します。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全対策等の推進	4	空家等対策の推進			
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策
	空家等利活用事業		空家等の適正管理の補助事業						

事業概要	超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者等の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する各種補助金の交付を行い空家等対策を進める。 令和3年度においては、新たに空き家バンク登録物件を対象とした改修費用の一部を補助する制度を実施し、空き家の利活用対策に取り組む。				対象	空家等所有者等及び周辺住民
					手段	空き家の適正管理に係る各種補助金の交付
					意図	空家等の所有者等による適切管理及び利活用の推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	老朽危険空家等除却促進事業補助件数	活動	5件	5件	5件	5件	5件
			3件	0件			
			60.0%	0.0%			
2	空き家改修補助件数	活動			2件	2件	2件
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針	老朽危険空家等除却促進事業を継続して行う。空き家バンクを開設し、市民アンケートでも意見が挙がっている空き家の改修(リフォーム)費用を補助する制度を新設。また、空き家の家財道具処分費用補助する制度及び空家等の被害や空家等の権利関係の整理等を促すための法律相談費用の一部を補助する制度を検討する。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	管理不全な状態にある空家等の是正、空き家の利活用促進するもので、妥当	3	35
	自治体関与の妥当性	空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例	3	
	対象(受益者)の妥当性	空家等の所有者・管理者、管理不適切な空家等の被害者を対象とし妥当	5	
有効性	事業の優先度	危険な空家の除却及び空き家の利活用を促進させるものである。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	空家等対策計画(空家法6条)に位置付けられている。	5	
効率性	実施主体の適正化	空家等対策計画(空家法6条)を定め、情報提供、支援等を実施することとなっている。	3	
	受益者負担の適正化	一部受益者負担を求めており適正である。	3	
	コスト効率	国庫補助(社資交)を活用し、特交措置もされ、また補助金額も必要最低限であり、適正である。	3	

事業期間	R1 年度 ~ R8以降 年度		予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有		
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	13	空家対策費	事業区分	政策的
	細目	21	空家対策事業費			細々目	1	空家対策事業費			

(単位:千円)																
		総事業費		R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7	
年度別 事業内容								・老朽危険空家等除却促進 事業 ・空き家利活用改修 補助金交付事業		同左		同左				
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費	補助金		補助金		補助金		補助金		補助金		補助金				
		・老朽危険空家 等除却促進事業		1,340千円	・老朽危険空家 等除却促進事業		2,500千円	(当初予算)		・老朽危険空家 等除却促進事業		2,500千円	・老朽危険空家 等除却促進事業		2,500千円	
								・老朽危険空家 等除却促進事業		2,500千円	・空き家改修補 助		1,500千円	・空き家改修補 助		1,500千円
								(6月補正)								
								・空き家改修補 助		1,500千円						
	合計				1,340千円			2,500千円			4,000千円			4,000千円	4,000千円	4,000千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金			5分の2		1,000千円	5分の2		1,000千円	5分の2		1,000千円	5分の2	1,000千円	1,000千円	
	県支出金															
	地方債															
	その他															
	一般財源			1,340千円			1,500千円			3,000千円			3,000千円	3,000千円	3,000千円	
	合計			1,340千円			2,500千円			4,000千円			4,000千円	4,000千円	4,000千円	

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金の基幹事業)	・R1年度、R2年度に引き続き老朽危険空家等除却促進事業補助金交付を実施 ・R2年度に空き家バンク制度を開始し、空き家バンク登録物件を対象とした改修費用の一部を補助する制度を実施し、空き家の利活用対策に取り組むとともに、家財道具等処分費用の一部を補助する制度を検討する。 ・市での対応が困難な管理不適切空家等による被害の民事解決、相続登記が適切にされていない空家等の権利関係・相続関係の整理等を促すため、空家等に関する法律相談を支援する事業を検討する。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例、山陽小野田市空家等対策の推進に関する規則、山陽小野田市空家等対策計画、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱 ※空き家利活用改修補助金交付要綱(制定予定)	

令和元年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)		生活安全課	空き家対策室	No	6	-	2
施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)		
	2 市民生活・地域づくり・環境・防災		10 防犯・交通安全対策等の推進		4 空家等対策の推進		
	実施計画名		重点P	事務事業名		事業区分	
	空家等利活用事業			空家等の適正管理の補助事業		政策的	
事業概要	超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者等の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する補助金の交付を行い管理不全な状態にある空家等の是正に努める。						
	対象	空家等所有者等及び周辺住民					
	手段	空家等除却等の補助金の交付					
	意図	空家等所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を行う					

事業期間	R1	年度	～	R4以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	H29決算額(千円)			H30決算額(千円)			R1決算額(千円)		R2予算額(千円)	
支出内訳							老朽危険空家等	1,340千円	老朽危険空家等	2,500千円
							除却促進補助		除却促進補助	
合 計								1,340千円		2,500千円
財源内訳	国庫支出金								2/5	1,000千円
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源							1,340千円		1,500千円
合 計								1,340千円		2,500千円
人工数/人件費							0.15	867		
総経費								2,207千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		H29	H30	R1	R2
1	各種補助金助成件数	活動		5件 3件 60.0%	5件
2					
3					

成果	申請・補助金交付が3件あり、制度の活用により老朽危険空家等が除却され、近隣住民の生活環境の保全が図られた。				
令和3年度に向けた課題及び改善策	2年間の相談及び申請状況を踏まえ、必要な制度改正を検討。当該制度は、老朽危険空家等のみを対象としており、管理不適切空家等の所有者等への直接案内することが効果的であると思われ、当該所有者等へピンポイントで制度を案内する。				
目標達成度	C	令和3年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	⑤
特記事項					

令和3年度以降

空家等対策事業の全体像 (案)

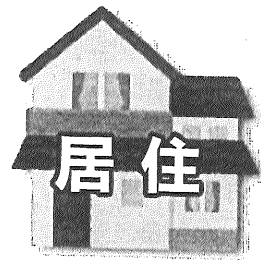
1 空家等対策協議会

- ◆ 空家等対策計画策定・実施
- ◆ 特定空家等の認定
- ◆ 特定空家等に対する法的措置の検討

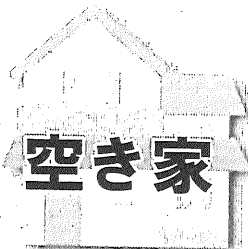
助言・指導→勧告→命令→

2-1-13空家対策費

2 行政代執行 略式代執行 による除却等



◆ 将来空家になるかもしれない…
どうしよう…



- ◆ 転出
- ◆ 転居
- ◆ 死亡 など

◆ 空き家を相続した
どうしよう…
◆ 相続登記するには
どうすれば…

Rank
A 適正に管理
B
C
D 長年放置
E

利活用の検討

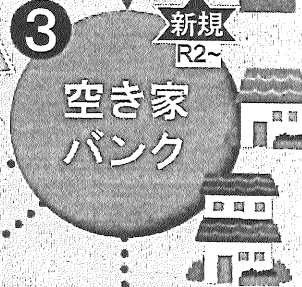
不動産会社等
を通じて取引
可能な空き家

民間
流通

不動産会社等
が取り扱いを
控える空き家

解体・更地に
し土地の有効
活用

◆ 山陽小野田市で
住宅を探している。
いい空き家物件
ないかな…



3 空き家バンク

空き家バンク
登録物件対象

空き家バンク
登録物件対象

8 空き家 セミナー 相談会



7 R4以降実施を検討 事前相談 支援事業



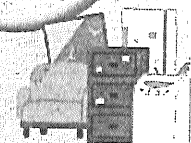
6 老朽危険 空家等 除却補助



5 新規 R3~ 空き家 改修補助



4 R4以降実施を検討 空き家 家財道具等 処分補助



◆ 屋根や壁の崩落、倒壊 ◆ 塀・擁壁倒壊
◆ 草木の繁茂 ◆ 有害虫・有害鳥獣生息
◆ 不審者侵入・放火 など、
地域住民の生活環境に深刻な影響

令和3年度 空き家利活用改修補助金交付概要（案）

1 目的・趣旨

- 空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ること
- 空き家バンクの登録促進

2 対象空き家

- 年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物で2分の1以上が居住用のもの
- 建築年数が10年以上経過しているもの
- 空き家バンクに登録されているもの又はされていたもの
- 特定空家等の助言・指導をうけていないもの など

3 補助金交付対象者

- 空き家を購入又は賃貸借する契約を締結した個人で、当該契約を締結した日から1年を経過していないもの
※3親等以内の者との売買又は賃貸借契約を除く。
- 完了報告書の提出までに当該空き家に居住する世帯の全員が、市に住民登録をすること
- 市税滞納がなく、暴力団員又は暴力団員と密接な関係でない者

4 補助対象事業

- 居住の用に供するため、空き家の性能の維持及び向上に係る改修を施工業者に依頼して行う工事。ただし、次の工事を除く。
 - ・10万円未満の工事
 - ・別棟の車庫、倉庫等の改修
 - ・移動、取り外しが可能な機器等の購入
 - ・改修工事費用以外の費用
 - ・他の制度等に基づく補助金の交付対象となるもの など

5 補助対象経費

補助対象事業に要する費用

6 補助金額

空き家に入居する世帯の状況		補助率	補助金の上限額
空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	15歳未満の者がいる世帯	1/2	100万円
	上記以外の世帯	1/2	50万円
空き家に入居する世帯が市内に転居する場合	15歳未満の者がいる世帯	1/3	50万円
	上記以外の世帯	1/3	25万円

※千円未満切り捨て

7 業者

市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者

8 申請受付期間

予算措置後～翌年1月31日 ※受付先着順。予算額到達次第終了。

9 申請書類

申請書、空き家の売買契約の写、位置図、平面図、改修工事個所の写真、見積書(2者以上)、申立書(市税関係・暴力団排除関係) 等

10 制度の周知

- 市広報 及び 市ホームページに掲載
- パンフレット等配布
 - ・市役所、総合事務所、各支所、各出張所等へ設置
 - ・宅建協会、不動産協会、建築業者等へ案内

事務事業調書

No	2	-	2	実施計画番号	1100302	事務事業番号	110030202	課(局・室・所)・係・担当者	生活安全課	防犯交通係	中野 朋
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------	------

施策 体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)							
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災			10	防犯・交通安全対策等の推進			3	地域防犯対策の推進				
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策			
	防犯外灯整備事業			防犯カメラ設置補助事業										

事業概要	犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑止し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。					対象	自治会等
						手段	器具の設置(新設)に対して補助する。
						意図	自治会等の負担を軽減し、防犯カメラが設置されることにより、地域の安全の確保を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	防犯カメラ新設数	活動			20台	20台	20台
2							
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	自治会等の負担を軽減することにより、防犯環境の整備を促進するものであり、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	地域の安全確保のための自治会等への補助であり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民を対象としているため妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域の安全確保のための事業である。	3	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱を作成し、それに基づく交付である。	5	
効率性	実施主体の適正化	自治会等への補助であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	自治会等の防犯カメラ設置の一部を補助するものであり、適正である。	3	
	コスト効率	見積書、設置現場、管理運用規程の確認等を行い、適正箇所にのみ許可し、補助金を交付することとしており、適正である。	3	

事業期間	R3 年度		～	R8以降 年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	19	自治会活動推進費	事業区分	政策的
	細目	1	自治会活動推進費				細々目	1	自治会活動推進費				

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							防犯カメラ設置補助金の交付		同左		同左			
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						防犯カメラ設置 補助金	2,000千円	防犯カメラ設置 補助金	2,000千円	防犯カメラ設置 補助金	2,000千円		
	合計							2,000千円		2,000千円		2,000千円	2,000千円	2,000千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						ふるさと支援基金	2,000千円						
	一般財源													
	合計							2,000千円		2,000千円		2,000千円	2,000千円	2,000千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署		特記事項
		補助率 7／10 1申請あたり 上限10万円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称		
山陽小野田市防犯カメラ設置補助金交付要綱(制定予定)		

山陽小野田市防犯カメラ設置補助事業概要（案）

1 目的・趣旨

犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。

2 補助対象者

自治会、その他これに類する団体であって、一定の地域を基盤とし、地域に根差した活動をしている団体

3 補助対象経費

- ① 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用
- ② 防犯カメラの設置工事費用
- ③ 防犯カメラの設置を示す看板などの設置費用
- ④ その他必要として市長が認める経費

4 補助対象外経費

- ① 既存設備の撤去費用
- ② 土地・建物等の取得・使用・補償に要する費用
- ③ 保守、修理、電気料金、賃借費等の維持管理費用

5 補助金額

補助対象経費の10分の7以内の額（上限10万円）

※千円未満切捨て

6 補助基準

自治会等の要望（申請） 1年度につき1回のみ

※自治会間の平等性を保つため、2年1回しか申請できない申請制限を設ける。

7 令和3年度の見込み

10万円 × 20件 200万円

8 展望、効果等

- ・ 犯罪が抑止されることによる市民の安心・安全の確保
- ・ 犯罪が起きた場合の早期解決への期待
- ・ 不法投棄の抑止
- ・ 交通安全への寄与

No	2	-	1	実施計画番号	1120202	事務事業番号	112020201	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	市民活動係	西崎	事務事業調書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-------	----	--------

施策体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)						
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災		12	地域づくりの推進		2	市民協働のまちづくりの推進					
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策		
	地域づくり推進事業			地域づくり推進事業									

事業概要	今後の地域コミュニティのあり方を検討するとともに、各地域課題の解決や地域の新たな担い手となる人材育成等に向けた取組として、地域運営組織(RMO)の設立を推進する。					対象	各地域のまちづくり団体、地域住民				
						手段	人的・財政的支援、人材育成				
						意図	住民が主体となった地域課題解決への取り組みを推進				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	活動指標:研修会・ワークショップ等の開催回数	活動			3回	3回	3回
2	研修会の理解度(アンケート)	成果			80%	80%	80%
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	持続可能な地域づくりに地域と市がともに取り組むものであり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	協創のまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創のまちづくりを進める上で重要な事業である。	3	
	類似事業の存在	存在しない。	5	
	個別計画・政策との整合性	協創のまちづくり推進指針に基づき取り組むものである。	3	
効率性	実施主体の適正化	各地域が主体となることで地域の特性に応じた取り組みが可能となる。	3	
	受益者負担の適正化	地域内の全住民が受益者となるものである。	3	
	コスト効率	直接的な効果をはかることが難しい	3	

事業期間	R3 年度 ~ R8以降 年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般		交付税	無		
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費		目	16	ふるさと推進事業	事業区分	政策的
	細目	1	ふるさと推進事業費			細々目	16	ふるさと推進事業費				

(単位:千円)															
		総事業費		R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容								地域づくりに関する研修会・ ワークショップの開催、先進 地の視察		地域づくりに関する研修会・ ワークショップの開催		地域づくりに関する研修会・ ワークショップの開催			
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費							講師謝礼	376千円	講師謝礼	376千円	講師謝礼	376千円		
								普通旅費	352千円	消耗品	50千円	消耗品	50千円		
								消耗品	50千円						
								備品購入費	208千円						
合計								986千円	426千円		426千円		426千円	426千円	
財源内訳／割合	国庫支出金							1/2	317千円	1/2		213千円			
	県支出金														
	地方債														
	その他														
	一般財源								669千円			213千円	426千円	426千円	426千円
	合計								986千円			426千円	426千円	426千円	426千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
地方創生推進交付金(内閣府)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

審査番号14 事業名「地域づくり推進事業」 地域運営組織(RMO)

地域運営組織とは

高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

地域コミュニティ課題及び解決

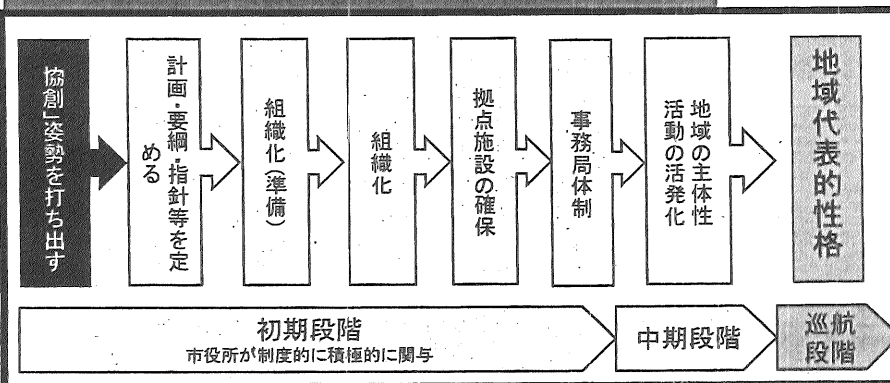
地域コミュニティの課題

- 【課題① 担い手不足、高齢化】 【課題② 地域への参画意識の低下】
【課題③ 価値観・ライフスタイルの多様化】 【課題④ 個人・他団体との連携】

「志縁型コミュニティ」と「地縁型コミュニティ」の融合

課題解決に向けて
「融合型コミュニティ」の推進を目指し「地域運営組織」を導入

融合型コミュニティの進化のプロセス(参考)



地域運営組織イメージ図

